

意見書

平成19年2月28日

総務省郵政行政局
郵便企画課制度係殿

在日米国商工会議所(American Chamber of Commerce in Japan, ACCJ)
米国サービス産業連盟(Coalition of Service Industries, CSI)
米日経済協議会(U.S.-Japan Business Council, USJBC)

代表者

〒106-0041

とうきょうとみなとくあざぶだい
東京都港区麻布台2-4-5
メソニック39MTビル10階

ざいにちべいこくしょうこうかいぎしょ
在日米国商工会議所

みんえいかたすくふおーすざちよう
民営化タスクフォース座長

デビッド・フーバー

電話：03-3433-8451

e-メールアドレス：

myasuda@accj.or.jp

「郵政法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の公募」に関する
意見書

在日米国商工会議所、米国サービス産業連盟、米日経済協議会（以下、「我々」）は、「郵便法施行規則の一部を改正する省令案」に対して、この度意見を提出する機会をいただきましたことに感謝いたします。

このような施行規則は、郵政民営化法第2条（基本理念）で規定されている「(民営化された各郵政事業会社の業務と)同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置」が郵政民営化において講じられることを確実にする意味において重要です。日本郵政公社は民間国際エクスプレス事業者のサービスと競合できるようにEMS(国際スピード郵便)を向上させることを公言していることを鑑みても、施行規則は真に重要です。

事実、近年EMSサービスがかなり向上しました。現在、EMSはタイムサーテンサービスと称し、中国、香港、シンガポール、韓国および台湾では翌日配達保証を提供し、また試験的に行っている国も加えれば約90カ国・地域でEMSの追跡サービスが可能となり、民間の国際エクスプレスサービスと十分競合できる付加価値の高い性質を有するようになりました。しかし、価格設定を見てみますと、昨年発表された公正取引委員会による「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」の参考資料4に記載がありますように民間国際エクスプレス事業者よりの50%から65%ほど低くなっています。

我々のコメントは、このような状況で「(民営化された各郵政事業会社の業務と)同種の業務を営む事業者と対等な競争条件を確保するための措置」の必要性を強調するものであり、今回の省令改正により、民間の国際エクスプレス事業者の利益を不当に害することがないことを確

保するためのものでもあります。

まず下記に、我々の意見の要約を記し、その後に詳細を述べさせていただきます。

- 国際配送の分野においては、民間事業者と日本郵政公社との対等な競争条件が確立されていない現状を鑑み、国際小包郵便物に対する最大重量及び大きさの制限は撤廃されるべきではない。
- EMSはユニバーサルサービスと定義されるべきではないと考えるが、総務省がそのように定義するならば、市場における競争の公平性を確保し、かつ非競争的な影響を防止するために、公正取引委員会のような総務省とは別の独立した組織がEMSの価格設定は審査すべきである。
- 民営化後の各郵政事業株式会社と日本郵政株式会社は、支出、利益、キャッシュフローおよび他の財務データを、競争的、非競争的サービス分野別を明確にして公開するべきである。また、郵便事業株式会社がユニバーサルサービスの提供を行う独占分野を非競争的な方法でEMSや他の競争領域にある事業に使うべきではない。
- 日本政府は、郵便事業株式会社法の施行規則やその他の規制などにパブリックコメントの機会を設けるなど、民営化のプロセスにおいて、民間事業者や一般国民に情報が開示され、意見が述べる機会を提供するなど透明性を確保すべきである。

1) 小包郵便物の大きさ等の制限

郵便法施行規則の一部を改正する省令案では、現行の小包郵便物の大きさ等の制限が削除されている。ゆうパックは郵政民営化後、「対等な競争条件を確保」するために民間企業と同様の法令を順守することが義務づけられるため、郵便法施行規則により規定される必要がない。

しかし、国際小包郵便に関しては「対等な競争条件」が確保されていない。このようなサービスに対する最大重量および大きさの制限は明確にされ、この省令案で規定されるべきである。そしてその制限は、総務省の見解では郵政民営化後も郵便事業と定義されるEMSに適用されるべきである。

2) 料金の届出

改正案では郵便法第67条第1項の規定により、郵便に関する料金はこれまでの認可制ではなく届出で料金変更が可能になる。これは、もし郵便事業株式会社に適用される法律および政省令が、民間企業と真に同じであるならば、論理的であると言えよう。しかし、日本郵政公社が民間の国際エクスプレス事業者にもEMSで直接の競合者になろうと努力を続けている一方、法律および政省令は、EMSにさまざまな特権を与えている。「対等な競争条件」は、競合する付加価値の高いサービスが、関係する法律および政省令により、ユニバーサルサービスが提供する基本的な信書のようなサービスと違うものであると認められている場合にのみ存在しうる。

他の主要経済国においても、このような認識である傾向が見受けられる。欧州においても数々の国がEMSを完全に廃止した。また他の国においては、民間国際エクスプレス事業者とまったく同一の規制を開始した。米国において昨年末に成立した改正郵便法では、郵便商品は独占領域と競合領域とに区分され、個別の料金規制と個別の会計を有することとなった。シンガポールにおいては1995年にすでにエクスプレス小包の自由化を行っており、シンガポール政府は年内に国内・国際の一般信書を含む郵便事業を自由化すると最近発表した。これにより、シンガ

ポール郵政のはがきや封書の一般信書市場における独占は4月1日に終了する。

EMSは競争分野の1事業であり、その価格は市場と実費によって決定されるべきである。それゆえに、国内小包郵便と同じように、EMSは競合領域で提供されるサービスとして取り扱われるべきであり、万国郵便条約により提供が義務づけられている国際郵便サービスと同じ規制の枠組みの中にあるべきではない。

しかしながら、EMSが不正確に郵便としてユニバーサルサービスの対象になる限り、その価格設定に関しても、総務省ではなく、今回の米国における郵便法改正で設置される郵便規制委員会（Postal Regulatory Commission）のような独立した委員会が適正価格であるか審査すべきである。日本の公正取引委員会は国家行政組織法において唯一独立の政府機関であることが定められているが、今回の省令改正案の第21条はEMSおよび他の同様の競合商品の価格設定に関して、公正取引委員会の承認の必要性を定めるべきであり、また同条は公正取引委員会に対し、そのような価格が公正であり、かつ非競争的な影響を持つ可能性がないことを評価することを義務づけるべきである。

3) 収支状況の報告及び公表

郵政民営化法において「対等な競争条件の確保」が求められていることは、新しい規則や監督省庁が厳しく対応しない限りは、EMSのような日本郵政公社が提供する競合商品がさまざまな非競争的な補助を享受するであろうことを認識していると言える。日本国民がそのような補助が起きているかどうかを監視する唯一の方法は、郵便事業株式会社と日本郵政株式会社が、支出、利益、キャッシュフローおよび他の財務データを競争的、非競争的サービス分野で区別するかどうかにかかっている。

報告は郵便事業株式会社法に定められているように、郵便事業の収支の状況報告は、毎事業年度終了後3ヶ月以内とすべきである。そして、その報告書は透明性の高いものとし、公表の期間は当該公表にかかる事業年度の翌事業年度の公表を行うまでの間ではなく、会社法440条で民間企業に定められているように、5年とすべきである。

また会計方法に関しては、国際郵便の中でも競合商品とみなされるEMSを個別に取り扱い、郵便事業株式会社内の他の部門から、あるいは他の郵政関連会社の収益からにかかわらず、いかなる形での直接かつ間接の補助をEMSは受けるべきではない。収支状況の報告書はそのような資金の流れを明確に記すものとなるよう、同改正案にて規定すべきである。例えば：

- 集配や拠点間輸送など、EMSが郵便ネットワークのインフラを利用する際のコストは公正かつ正当な市場価値に基づくべきであり、かつ項目ごとに開示されるべきである。
- EMSの通関にかかるコストも輸出入別に開示されるべきである。
- 郵政民営化以前に信書などの独占事業のために取得され利用されてきた資産の売却益の用途は明記されるべきであり、EMSや他の競争領域にある事業へ再分配されるべきではない。
- 日本の手紙・はがき内国料金は米国の2倍という高設定であり、信書のような独占領域の事業の収益からのキャッシュフローを明確にすべきであり、EMSのような競争分野の事業へ利用されるべきではない。
- 競争サービスと非競争サービスの両方に利用される設備、車両、資本に関して、収支報告は明確に（1）料金、減価償却、実費、収益あるいは他の財務データの何がEMSなどの競争サービスに分配されたか、そして（2）その分配の根拠を示すべきである。

4) 民営化プロセスの透明性

今回は日本郵政株式会社に関連する郵便法の施行規則の改定であるために、総務省はパブリックコメントの機会を設けたが、今後策定される郵便事業株式会社の施行規則に関しては、郵

便事業株式会社を日本郵政株式会社が100%所有するという理由により、日本政府はパブリックコメントの機会を設けないようである。

しかし、郵便事業株式会社法の施行規則は「対等な競争条件を確保」するために郵便法と同様に重要である。郵便事業株式会社を規定する規則の枠組みは民間事業者との競争に影響を与える可能性がある。さらに、郵便事業株式会社法第11条には業務区分ごとの収支の状況の公表が記されており、その収支の報告の方法を決める施行規則に関しては、我々は上記3)に述べたことと同様の懸念を抱いている。

郵便事業株式会社と競合しつつ日本国民にサービスを提供する国内外の事業者と、郵政民営化のプロセスにおける国民生活の向上を鑑み、我々は日本政府が民営化プロセスの透明性を確保することを要望する。その中には、郵便事業株式会社法の施行規則に関するパブリックコメントの機会が提供されることも含まれる。このような機会を提供しないことは、「対等な競争条件を確保」することを求める郵政民営化法第2条の精神に反するものとなろう。

総括

日本郵政株式会社は10年間の移行期後も政府が3分の1を越える株式を保有し、さらに移行期に郵便保険会社と郵便貯金銀行株を売却する日本郵政会社自身が持ち株会社となり郵便事業株式会社と郵便局会社を100%保有する。またEMSのような競合商品が依然としてユニバーサルサービスの提供を義務づけられている郵便の一部であるという定義のもと、郵政民営化後も引き続き総務省の監督下に置かれることとなっている。しかし、EMSは民間エクスプレス事業者のサービスと同じ市場で競合する商品であることがすでに明らかであり、今回の総務省令改正案が不公平な競争慣行を避けるための規制枠組みのひとつとなるべきであり、近い将来にはEMSは競合する民間エクスプレス事業者と同一の監督官庁によって規制されるべきであることも申し添える。